



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成30年10月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
自動車税環境性能割導入に伴う税務電算システム改修業務
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県総務部税務課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年9月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
 - (2) 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
85,769,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) 第11条第1項第2号

税務課

公告

県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成30年10月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営千曲川沿岸塩崎地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成30年10月26日から11月22日まで
- 3 縦覧の場所
長野市役所

農地整備課

公告

県営千曲川沿岸篠ノ井地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求することができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成30年10月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営千曲川沿岸篠ノ井地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成30年10月26日から11月22日まで
- 3 縦覧の場所
長野市役所

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年10月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札の目的
建設工事の請負契約
- 2 工事名
信濃美術館建築工事
- 3 工事箇所名
長野市箱清水
- 4 工事概要
美術館(R C・S 3 F / B 1 F 10,200 m²)及び接続ブリッジの建築工事
- 5 工期
長野県議会議決の日から約650日間(債務負担行為設定済)
- 6 落札方式
本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する工事です。

7 入札に参加する者に必要な資格

本工事の競争入札参加資格は、次に掲げる条件を満たす者の任意の2者を構成員とする特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)とし、かつ、当該工事に係る競争入札参加資格確認の結果、資格があると認められた特定JVとします。

(1) 特定JVの各構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」と

- いう。) 第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年長野県告示第640号)により建築一式工事の認定を受けていること。
- ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により建築一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 長野県において滞納している県税等徴収金がないこと。
- キ 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と経営上密接な関連がある者でないこと。
- ク 本件入札の他の入札参加資格者(他の構成員を含む。)と経営上密接な関連がないこと。
- ケ 当該特定JV以外の構成員として本件入札に参加していない者であること。
- コ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- サ 出資比率は構成員が自主的に定めるものとし、代表構成員は構成員のうち最大の出資比率の者とする。また構成員の最小出資比率は30パーセント以上とする。
- (2) その他次に掲げる要件を全て満たしていること。
- ア 特定JVの構成員のうち、代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- (7) 平成29・30年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値(新客観点数を除く。)が1,200点以上であること。
- (4) 平成15年4月1日から平成30年10月24日まで(以下「過去15年以内」という。)に、RC造又はSRC造で、地上3階以上かつ延べ面積6,000m²以上の新築・改築・増築工事(増築の場合は、増築部分の規模)の施工実績(公共機関等(建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条第15号に規定するものをいう。)又は民間から発注された工事を元請したものに限る。以下「施工実績」という。)を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体としての施工実績にあっては、出資比率20パーセント以上の代表構成員としてのものに限る。
- (9) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に1名以上専任で配置できる者であること。
- a 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- b 過去15年以内に、RC造又はSRC造で、地上3階以上かつ延べ面積6,000m²以上の新築・改築・増築工事(増築の場合は、増築部分の規模)の主任技術者又は監理技術者としての経験(施工実績に係るものに限る)を

有すること。

- イ 特定JVの構成員のうち、代表構成員以外の者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- (7) 平成29・30年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値(新客観点数を除く。)が900点以上であること。
- (4) 過去15年以内に、RC造又はSRC造で、地上3階以上かつ延べ面積3,000m²以上の新築・改築・増築工事(増築の場合は、増築部分の規模)の施工実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体としての施工実績にあっては、出資比率15パーセント以上の構成員としてのものに限る。
- (9) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に1名以上専任で配置できる者であること。

8 総合評価落札方式

- (1) 本件入札は、総合評価落札方式による入札であり、総合評価落札方式実施要領(平成20年3月4日付け19土政技第264号)及び特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領(平成21年7月1日付け21建政技第159号)を適用します。
- (2) 総合評価の形式
本件総合評価は、技術等提案型です。
- (3) 総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)
総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)は、次のとおりとします。なお、簡易型の評価点における工事成績の評価は、公告日現在の工事成績評定点を基準として行い、建設マネジメントの評価は、公告日の直近の経営事項審査の結果を基準として行います。
- ア 総合評価点
価格点+価格以外の評価点
- イ 価格点:配点61点
- ウ 価格以外の評価点
簡易型の評価点+技術提案の評価点:配点39点
- (7) 簡易型の評価点:配点9点
- a 工事成績:配点7点
- b 技術者要件:配点1点
- c 建設マネジメント:配点1点
- (4) 技術提案の評価点:配点30点
- a 施工計画:配点9点
- b 安全・環境対策:配点9点
- c 工期短縮:配点5点
- d 社会貢献策:配点7点
- (4) 価格以外の評価点の公表及び評価結果に対する疑義照会
ア 価格以外の評価点の公表
価格以外の評価点は、平成30年12月25日(火)にインターネットの長野県公式ホームページの「入札情報システム」(以下「入札情報システム」という。)(<https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>)へ掲載します。
なお、簡易型の評価点については、あらかじめ平成30年12月13日(木)に入札情報システムへ掲載するとともに、ファクシミリにより入札参加者に通知します。
- イ 評価結果に対する疑義照会

簡易型の評価点について疑義がある場合は、平成30年12月14日（金）から平成30年12月17日（月）午後5時までの間に、次のとおり書面等を提出して説明を求めるすることができます。なお、技術提案の評価点については、疑義照会を受け付けません。

(7) 提出場所

9の(2)のとおり

(4) 提出方法

原則として所定の用紙を使用し、必要事項を記載の上ファクシミリにより提出してください。その際、疑義の根拠資料を併せて提出してください。

(9) 回答方法

原則としてファクシミリにより回答します。

(5) 技術提案等に対するヒアリング

提出された技術提案等に対するヒアリングを平成30年12月20日（木）（時間及び場所等は別途連絡します。）に行う予定です。詳細は、入札説明書に記載のとおりです。

(6) 価格以外の評価内容の確保等

ア 落札候補者との契約前に、価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者とは契約しないものとします。

イ 落札者が技術提案等の内容について提案どおり実施できなかった場合にあっては、次のとおり取り扱うものとします。

(7) 技術提案等の内容と実施した内容に著しい差異があるときは、建設工事標準請負契約約款（平成8年2月27日付け7監第487号）第46条第1項第4号による契約解除を行うことができるものとします。

(1) 虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとします。

(9) 契約金額について、技術提案の評価点又は簡易型における価格以外の評価点を再計算し、総合評価点が変わらないように減額変更します。

(I) 本工事について、工事成績評定においてマイナス評価とします。

ウ 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案型等の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、変更契約は、原則として行わないものとします。

(7) 落札候補者の決定

本件入札においては、総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。ただし、同点の場合は当該者にくじを引かせ落札候補者を決定します。当該くじ引きは、別途指定する日時及び場所において行うこととします。

9 設計図書等の閲覧等及び問い合わせ先

(1) 設計図書等の閲覧等

ア 本工事に係る入札説明書、工事費内訳書（いわゆる金抜設計書）、設計図面、特記仕様書共通事項等の図書（以下「設計図書等」という。）の閲覧期間及び閲覧場所は、次に掲げるとおりです。

(7) 閲覧期間

平成30年10月25日（木）から平成30年12月5日（水）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(1) 閲覧場所

(2)のとおり

イ 設計図書等（設計図面を除く。）は平成30年10月25日（木）から、入札情報システムからダウンロードすることができます。

ウ 設計図書等に対する質問及び回答

入札に参加を希望する者が設計図書等について質問がある場合は、平成30年10月26日（金）から平成30年11月8日（木）午後5時まで、(2)の場所に、質問書を提出することができます。

質問書に対する回答は、平成30年10月29日（月）から平成30年11月14日（水）までの間、順次入札情報システムに掲載して行うこととし、直接回答することはありません。

公平性及び透明性の確保の観点から質問書の内容は原則全て公開するので、企業秘密など公開されたくない内容を含む質問書は提出しないでください。したがって、各特定JVが提案しようとする技術提案に係る質問書は、原則として受け付けないことになります。

エ 本工事の現場説明会は、実施しません。

(2) 閲覧場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県建設部施設課営繕事務係

電話 026（235）7342

ファクシミリ 026（235）7477

メールアドレス shisetsu@pref.nagano.lg.jp

10 入札手続等

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札に必要な書類

本件入札に参加する特定JVは、入札時に次の書類（以下「入札書等」という。）を提出してください。なお、入札書等は、一括して提出する必要がありますので注意してください。

ア 入札書

イ 一般競争参加資格等確認申請書

ウ 一般競争参加資格等確認資料

エ 共同企業体協定書

オ 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

カ 各構成員の長野県税に係る納税証明書の写し

キ 工事費内訳書

ク 総合評価落札方式の価格以外の評価点申請書

(7) 簡易型の評価点申請書

(I) 技術提案書及び技術提案参考資料

ケ 入札参加資格の付与を受けていない者にあっては、当該資格の付与のための書類

(3) 入札書等の提出及び開札

ア 入札書等の提出

入札書等は、次の場所に郵送で提出するものとし、平成30年12月5日（水）を配達日とする一般書留又は簡易書留のいずれかの方法による配達日指定郵便としてください。配達日指定郵便として郵便局へ差し出せるのは、長野県内でも配達指定日の前々日までとなりますので、あらかじめ郵便局へ確認してください。

なお、入札のための積算に関わる事項などを質問回答として、入札情報システムに掲載するがありますので、入札書等の郵便局への差出は、平成30年11月26日（月）以降としてください。

郵便番号 380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県建設部施設課

イ 開札等

(7) 開札の日時

平成30年12月26日（水）午後2時

(4) 開札の場所

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県庁 西庁舎3階 302号会議室

(9) 開札の執行

開札執行回数は、2回とします。1回目の開札において予定価格の制限の範囲内の入札があった場合は予定価格を、予定価格の範囲内の入札がない場合は最低入札価格の入札金額を読み上げ、開札を終了し、同内容をファクシミリにより1回目の入札参加者に通知するものとします。

なお、1回目の開札において予定価格の範囲内の入札がない場合においては、1回目の入札参加者と再度の入札を行いますので、アに指定する場所に郵送で入札書（第2回）を提出してください。提出は、平成31年1月11日（金）を配達日とするアに指定する方法によるものとします。2回目の開札は、平成31年1月15日（火）午後2時に(1)に指定する場所で行い、予定価格の範囲内の入札があった場合は予定価格を、予定価格の範囲内の入札がない場合は最低入札価格の入札金額を読み上げ、開札を終了し、同内容をファクシミリにより2回目の入札参加者に通知するものとします。また、再度の入札の結果落札候補者の通知を受理した者は、速やかに入札書（第2回）に関わる工事費内訳書をアに指定する場所に提出してください。

(1) 見積書の提出

2回目の開札において、予定価格の範囲内の入札がない場合は、平成31年1月18日（金）午後2時に(1)に指定する場所において、2回目の入札参加者と政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行することとします。この場合の見積回数は2回を限度とし、見積書の採用決定は、前記8に準じて総合評価によるものとします。総合評価点が同点の場合は、その場において、当該者にくじを引かせ見積書の採用順位を決定します。また、見積書の提出の結果採用候補者の通知を受理した者は、速やかに採用見積書に関わる工事費内訳書をアに指定する場所に提出してください。

随意契約に移行した際、この場において見積書を提出しない者は、随意契約を辞退したものとみなします。

ウ 予定価格の公表

1回目の開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札があった場合は、平成30年12月27日（木）までに、また、2回目の開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札があった場合は、平成31年1月16日（水）までに、予定価格を入札情報システムへ掲載します。

エ 予定価格に対する疑義申立て

本工事の入札に参加した者は、予定価格について疑義がある場合は、次の期間に、前記9の(2)の場所に疑義申立て書を提出することができます。

疑義申立て書は、入札情報システムに掲載された所定の様式又は同等の項目が含まれる書式により電子メール又はファクシミリで提出してください。

(7) 1回目の開札において予定価格が公表された場合

平成30年12月27日（木）から平成31年1月7日（月）正午までの間

(1) 2回目の開札において予定価格が公表された場合

平成31年1月16日（水）から平成31年1月17日（木）正午までの間

オ 開札等の状況の公表

入札（見積）者名、入札（見積）金額及び低入札価格調査基準価格（消費税抜き）は、平成31年1月18日（金）までに入札情報システムに掲載します。

(4) 低入札価格調査制度の調査基準価格等の適用

本件入札は、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領（平成15年4月14日付け15監技第7号）第3第1号に規定する「低入札価格調査基準価格」の算定を適用し、同第2号に規定する「失格基準価格」は適用しません。

(5) 特別重点調査の適用

本件入札は、特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領第9の2に規定する「特別重点調査」を適用し、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について（平成23年6月24日付け23建政技第128号）により調査を実施します。

(6) 入札保証金

納付を免除します。ただし、次に該当する場合は、見積もった総額（消費税額及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければなりません。

ア 落札者として決定された特定JVが、契約を締結しないとき。

イ 低入札価格調査に係る調査書類等、発注者が求める入札条件を確認する書類を提出しなかったとき。

ウ 低入札価格調査に該当する落札者の辞退に対する事務処理規程に基づく辞退又はやむを得ない事情と発注機関が認める辞退による場合を除き、契約締結にいたらなかったとき。

(7) 契約保証金

請負代金の100分の10以上とします。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証による担保を提供した場合は、契約保証金の納付に代えることができます。なお、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

(8) 入札書の無効等

ア 特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札 入札心得（以下「入札心得」という。）第5条に掲げる入札書等は、不受理とします。

イ 入札心得第19条及び第20条に掲げる入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 契約の締結

本公告に係る契約については、落札者の決定後、建設工事請負仮契約を締結し、長野県議会の議決後に本契約を締結します。

(11) 本工事の直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無し

(12) 入札参加資格の付与を受けていない者であっても(2)の入札書等を提出することができますが、入札に参加するためには、平成30年12月25日(火)までに、当該資格の付与を受け、かつ、一般競争参加資格等の確認を受けなければなりません。

11 その他

詳細は、入札説明書、特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札公告〔共通事項〕及び入札心得によります。なお、入札情報システムからダウンロードできます。

12 Summary

(1) Nature of the construction required:

Construction of Art Museum: Shinano Art Museum (Hakoshimizu, Nagano City)

(2) Deadline and mailing address for submission of application forms and relevant Documents by Delivery Date Specified
Mail (Haitatsubi shitei yubin)
Deadline: December 5, 2018

January 11, 2019 (If rebidding is necessary)

Mailing address: Facilities & Building Planning Division,
Construction Department, Nagano Prefectural Government
380-8570 JAPAN

(3) Time and Place of bid opening:

Time: 2PM, December 26, 2018

2PM, January 15, 2019 (If rebidding is necessary)

Place: Conference Room 302, Nagano Prefectural Government West Annex 3F

(4) Contact point for tender documents:

Facilities & Building Planning Division, Construction Department,

Nagano Prefectural Government 380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

TEL: +81-26-235-7342 (Contact for inquiries ; Japanese only)

FAX: +81-26-235-7477

E-mail: shisetsu@pref.nagano.lg.jp

施設課

公告

塩尻市田川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年10月25日

長野県松本地域振興局長 小野浩美

理 事

新 任

氏 名	住 所
手 塚 清 隆	塩尻市大字広丘吉田155番地2
三 村 力 知	塩尻市大字広丘野村725番地
武 居 信 治	塩尻市大字片丘7924番地
百瀬 悅 二	塩尻市大字片丘10233番地1

重 任

氏 名	住 所
宮 城 敏 行	塩尻市大字広丘吉田1436番地
永 原 志 朗	塩尻市大字広丘高出861番地
竹 原 均	塩尻市大字桙敷349番地
米 窪 正 弘	塩尻市大字堀ノ内119番地4

退 任

氏 名	住 所
中 村 増 夫	塩尻市大字広丘吉田1750番地
清 水 巍	塩尻市大字広丘野村361番地
小 松 俊 之	塩尻市大字片丘8260番地
上 條 昇	塩尻市大字片丘10593番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
山 田 嘉 邦	塩尻市大字広丘高出425番地1
濱 一 成	塩尻市大字片丘7927番地口

退 任

氏 名	住 所
大 和 清 志	塩尻市大字広丘野村337番地
米 窪 日 出 男	塩尻市大字堀ノ内223番地

農地整備課